

おもいやり

2018年12月 Vol.3

足利市人権推進広報紙 第3号
発行 平成30(2018)年12月1日
足利市総務部人権・男女共同参画課
電話：0284-70-8600
ファックス：0284-73-8066
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

70周年！

『世界人権宣言』採択

・人権擁護委員制度』

世界人権宣言をご存知ですか？

あなたの街の身近な相談パートナー

2018年は、1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されてから70周年の節目の年です。世界人権宣言とは、世界中の全ての人と国が達成すべき共通の人権基準について示した宣言文です。その内容は、前文と30条の条文から構成され、「自由権」と「社会権」について書かれています。「自由権」とは、人が國家権力から干渉されず自由に生きる権利のことです、「社会

権」とは、社会の中で人間らしい生

まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」とあります。分かりやすい表現になると、「すべての人は生まれつき自由で平等に扱われる権利がある」ということです。近年、いじめ問題やハラスメント問題など人権に関する深刻なニュースが数多く報道されています。皆さんも世界人権宣言採択70周年の節目に改めて人権について考えてみませんか？



子どもの人権SOSミニレター

法務局の人権擁護機関では、全国の小・中学生の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布しているよ。

ミニレターに相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届いて人権擁護委員や法務局職員が返事をくれるよ。誰にも言えずに困っていることがあったら、「子どもの人権SOSミニレター」を使って、相談してね。

【お問い合わせ先】

0120-007-110 (子どもの人権110番)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん 人KENまもる君

【お問い合わせ】

0570-003-110 (みんなの人権110番)

人権擁護委員制度は1948年7月に現在の法務省の前身である法務府のもとで人権擁護委員令が施行され創設された制度です。現在、全国には、約1万4000人の人権擁護委員が法務大臣からの委嘱を受け、ボランティアで活動しています。活動内容は、人権相談、各種啓発活動、人権侵害被害者の救済のお手伝いなどを実行しています。足利市内にも、現在13名の人権擁護委員がおり、地域の皆さんの人権が侵害されることがないよう活動を行っています。人権侵害に関する悩み事はひとりで悩まず、人権擁護委員までご相談ください。



題字の
「おもいやり」
とは

「足利市には日本遺産・足利学校があります。そして学校には論語があり、今、小学生たちも論語の素読をしています。その論語の中に「恕」*の言葉があります。足利市民は互いに認め合い、思いやり、住み良い、明るい街にしていきたい」との思いから名づけられました。
*「恕」「思ひやり」のこと。
「子貢問いて曰わく、一言にして以て終身之れを行うべき者有りや、と。
子曰わく、其れ恕か。己の欲せざると所、人に施すこと勿かれ、と。」

(書き下し文：足利市教育委員会編集・発行「論語抄」から)